

EPA特定原産地証明書申請手続きセミナー

★経済連携協定「EPA」締約国（下記）への輸出をお考えの方は必見です！

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、ASEAN ※2015年1月15日に日・オーストラリア協定が発効
 現在、我が国では12ヶ国1地域の経済連携協定（EPA）が締結されております。

このEPAを利用することで、通常より低い関税率（EPA税率）を適用できるなどのメリットがあり、「特定原産地証明書」を取得することにより、このメリットを享受することができます。

今回のセミナーでは、EPA締約国への輸出をお考えの方や、特定原産地証明書の申請を検討されている方、既に本制度を利用して基本的事項を再確認したい方を対象に、基本的な考え方から実際の申請手続きまでを分かりやすく説明いたします。ぜひご参加ください。

（開催日）	平成27年2月5日（木）13:30～16:00（セミナー） ※受付開始:13:00～16:00～17:00（個別相談会）
（会場）	熊本商工会議所 6階大会議室（熊本市中央区横紺屋町10） ※有料駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。
（内容）	1. EPAと原産地規則の概要について EPAとは何か、どんなメリットがあるのか、原産品となる条件とは何か 2. 特定原産地証明書の申請手続きについて 3. 個別相談会（講師と福岡商工会議所担当者がご質問にお答えいたします。）
（講師）	日本商工会議所・国際部 主査 天野 永氏（予定）
（対象）	特定原産地証明書を利用する（利用を検討している）生産者・輸出者等 ※特定原産地証明書申請手続きの一部を生産者が担当する場合があります。 ※事前に日本商工会議所 WEBSITE 掲載の「特定原産地証明書申請マニュアル」をご一読ください。本セミナーの理解がより深まります。 【URL】 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html
（受講料）	無 料
（申し込み）	下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。 ※受講票は発行致しません。当日は申込書または名刺にて受付致します。
（締切り）	平成27年1月30日（金）
（問い合わせ）	熊本商工会議所 地域振興課 担当：吉田・黒肥地 TEL：096-354-6688 FAX：096-352-5202

「EPA特定原産地証明書申請手続きセミナー」申込書 (FAX：096-352-5202)

企業・団体名			
住 所			
氏 名			
ご連絡先	TEL:	FAXまたはE-mail:	
<p>★下記の質問にチェックいただきますようお願い致します。</p> <p>①EPAは既に利用されていますか？ <input type="checkbox"/> 利用している <input type="checkbox"/> 利用する予定である <input type="checkbox"/> 未定</p> <p>②御社の業態 <input type="checkbox"/> 生産者・メーカー <input type="checkbox"/> 輸出者・商社 <input type="checkbox"/> 運輸・物流業 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>③どのような製品を取り扱っていますか？○でお囲みください。複数回答可 一般機械／電気機器／輸送用機器／精密機械／金属及び金属製品／化学製品／紡績及び繊維製品／食品／雑貨／その他</p> <p>④御社としてどの協定に関心をお持ちですか。○でお囲みください。複数回答可 メキシコ／マレーシア／チリ／タイ／インドネシア／ブルネイ／アセアン／フィリピン／スイス／ベトナム／インド／ペルー</p> <p>⑤EPAについてお尋ねになりたいことがありましたらご記入ください。</p>			
個別相談会への参加希望（人数）： 有（ 名 ） ・ 無 ※○印をつけてください。			